事務連絡

　　　　　　令和５年１０月３１日

介護サービス事業所　管理者　様

隠岐広域連合介護保険課長

令和５年度末で経過措置期間を終了する令和３年度介護報酬改定における

改定事項について(依頼)

平素より介護保険事業の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和６年３月31日で経過措置期間を終了する令和３年度介護報酬改定における改訂事項について、経過措置終了まで約５か月となりましたので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

また、下記の②から④までについて、指針等の策定ができましたら、お手数ですが隠岐広域連合介護保険課アドレス（MAIL：kaigo@okikouiki.jp）にメールで提出してください。

なお、提出期限については、**令和６年３月２５日（月）必着**とさせていただきます。

記

1. **認知症介護基礎研修の受講の義務づけ**

事業所（居宅介護支援、介護予防支援、訪問を除く）に、医療・福祉関係の資格を有さない介護職員に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化するものです。

なお、新規採用者の受講については、１年の猶予期間が設けられています。

<参考> 認知症介護基礎研修については、島根県が実施主体となっており、eラーニングシステムを用い研修日時の指定はなく、好きな時間に受講できますのでご活用ください。

 島根県健康福祉部高齢者福祉課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kourei_sien/ninchishou/ninchikisokensyu.html>

1. **虐待の発生またはその再発を防止するための措置等**

高齢者虐待防止についての指針を整備し、運営規定に「虐待防止のための措置に関する

事項」を定めることが必要となります。また、担当者を定めた上で、定期的に、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者等に対し虐待防止のための研修の実施が義務化されます。

【提出物】虐待防止のための指針、虐待防止に関する事項」を定めた運営規定

1. **衛生管理等（感染症の予防及びまん延防止のための措置）**

事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症（及び食中

毒）の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催、研修及び訓練を定期的に実施することが義務化されるものです。

【提出物】感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. **業務継続計画の策定等**

感染症及び非常災害に係るそれぞれの業務継続計画について、厚労省のガイドラインや研修動画等を参考に計画を策定すること。また、業務継続計画の周知並びに必要な研修及び訓練を実施し、定期的な見直しの実施と業務継続計画の変更を行うことが義務化されるものです。

【提出物】感染症及び非常災害に係るそれぞれの業務継続計画

《参考添付》

　・介護保険最新情報vol.1174

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【お問合せ先】

隠岐広域連合　介護保険課　速水

TEL：08512-6-9151

FAX：08512-6-3330

MAIL：kaigo@okikouiki.jp